

標題

バハマ籍船の非常脱出用呼吸具(EEBD)の特別要件

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0885
発行日 2011 年 12 月 20 日

各位

今般、バハマ政府から、非常脱出用呼吸具(EEBD)の特別要件について通知がありましたので、下記の通りお知らせ致します。

1. SOLAS II-2 章に記載される居住区域内の EEBD は以下の通り備えなければならない。
 - (1) 貨物船:少なくとも 2 組
 - (2) 旅客船:各主垂直区域毎に少なくとも 2 組
 - (3) 36 人を超える旅客を運送する旅客船:上記(2)に加えて、更に 2 組の EEBD を各主垂直区域毎に備える。
2. 機関区域内の EEBD の数や配置については、IMO MSC/Circ.1081 を参照することができる。
3. 予備の EEBD を以下の数だけ制御場所に備えること。
 - (1) 貨物船:1 組
 - (2) 旅客船:2 組
4. MODU コードあるいは IMO に定められた適当なコードに従った掘削船は、EEBD を備えなければならない。
5. SOLAS 上の EEBD の訓練の為の要件を満足する為、以下のいずれかのものを備えなければならない。
 - (1) 少なくとも 1 組の訓練用であることを明記した EEBD
 - (2) 本船上で訓練中に使用された EEBD をすぐに普及できるような設備
6. IGC コードの 14.4.2、IBC コードの 14.3 及び BHC コードの 3.16.10 に記載される呼吸具を、EEBD として搭載することを認めることがある。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。